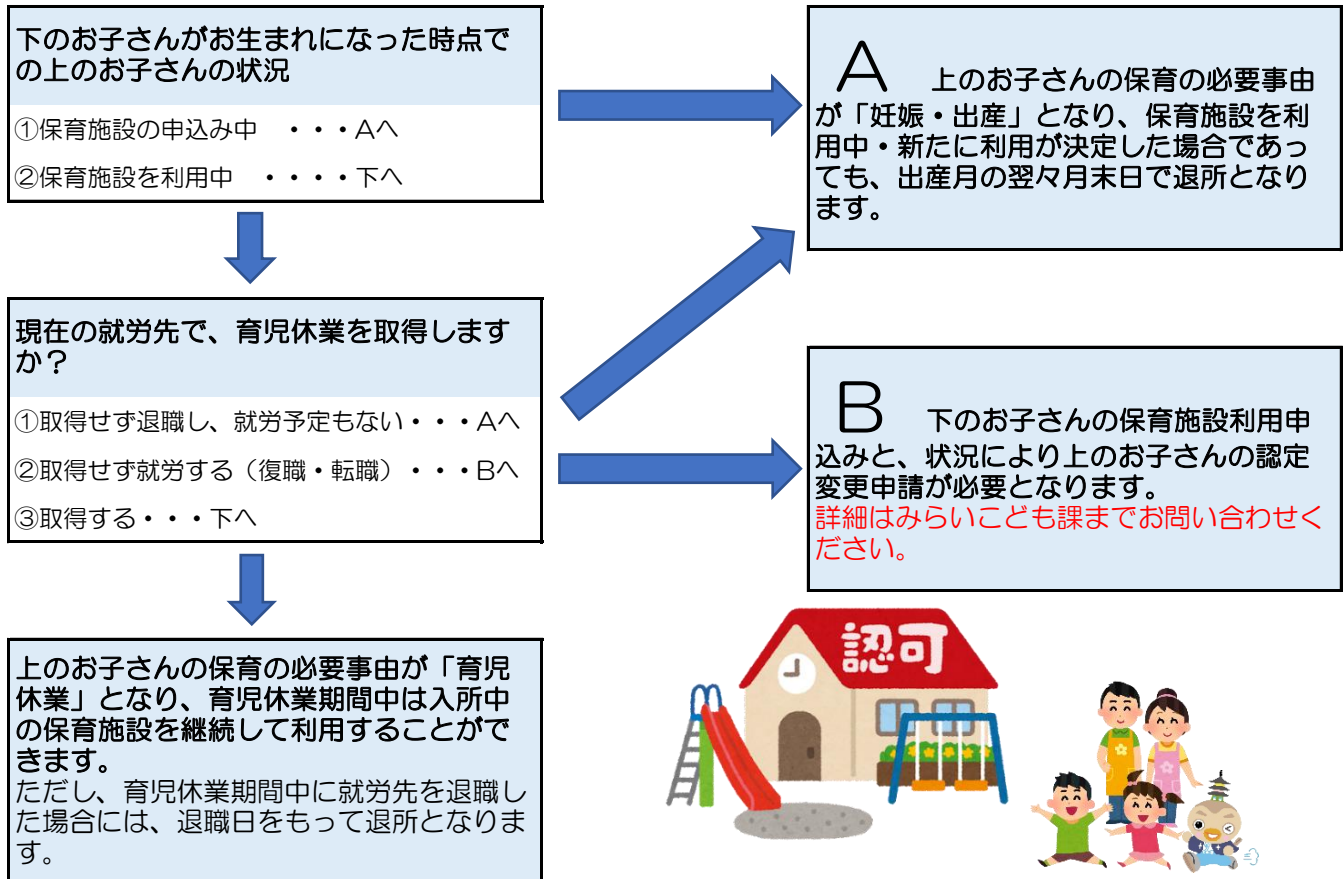


# 保護者が妊娠・出産する場合について 令和8年4月改正

保護者が妊娠・出産する場合の取り扱いは、原則、以下のフローチャートのとおりです。

※フローチャート内では、「保育施設を利用中または申込み中のお子さん」→上のお子さん、「出産予定のお子さん」→下のお子さんとしています。



★育児休業の状況に合わせて、下のお子さんの保育施設の利用申込みを行ってください。

例：育児休業を1年以上取得可能だが、下のお子さんが1歳の時点で育児休業延長の手続きをする必要があり、その際には結果通知が必要となる。

→下のお子さんが1歳を迎えるまでに保育施設の利用申込みが必要

※入所希望月ごとに受付期間が異なります。

※利用申込みをされていない月の結果通知は発行できませんのでご注意ください。

育児休業延長や育児休業給付金のお手続きについては、市役所ではお答えできません。勤務先やハローワークへ直接お問い合わせください。

下のお子さんの利用申込みについて

□申込みは、原則電子申請となります。特別な事情により電子申請が困難な場合はご相談ください。

□入所希望月ごとに受付期間が異なります。市ホームページ、保育施設の利用案内をご確認ください。

□認定期間内であれば、年度末までは利用調整（選考）の対象となります。**翌年度も引き続き入所を希望する場合は改めて申請が必要です。**

□結果通知は初回1回のみ送付します。年度内に再交付が必要な場合は電子申請にてお手続きください。

□**利用申込みをされていない月の結果通知は発行できません。**